

令和5・6年度における格付基準の一部見直しについて

八代市契約検査課

令和5・6年度競争入札参加有資格者名簿の登録にあわせて、「八代市工事入札参加者資格審査格付基準」の一部見直しを行いましたのでお知らせします。

1 見直し事項

地域への貢献度を重視し、より格付に反映させるため、主観点の評価項目である消防団入団状況及び消防団協力事業所登録状況への配点について見直しを行う。

2 見直しの内容

- ・常勤の従業員又は役員が八代市消防団に入団している人数に応じ、1人当たりの加点を「1点」から「2点」に変更（上限を「5点」から「10点」に変更）する。
- ・八代市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく表示証の交付を受けている場合の加点を「5点」から「10点」に変更する。

3 適用開始日

令和5年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。

【格付基準一覧表】

評価項目		現 行	改 正
① 経営事項（客観点）		経営事項審査の総合評定値	現行どおり
② その他の事項（主観点）	ア 工事の内容に関する評価項目		現行どおり
	工事成績	【別表1】 過去3年度の平均点	
	工事实績	【別表2】 過去3年度の実績額	
	技術職員数	1人当たり10点 ただし、100点を上限	
	粗雑工事	1件当たり △20点	

イ 社会性を評価する評価項目	災害協定団体加入	20点	現行どおり
	指名停止	1日当たり △1点	
	ボランティア活動	5点	
	消防団入団又は 消防団協力事業所登録	入団1人当たり1点（上限5点） 事業所登録で5点	入団1人当たり2点（上限10点） 事業所登録で10点
	障がい者雇用	10点	現行どおり
	ISO9001・ 14001認証取得 エコアクション21の取得	それぞれ10点	
	育児休業制度及び 介護休業制度制定	5点	
	保護観察対象者雇用	保護観察所への協力雇用主登録 で2点、保護観察対象者の雇用 で10点	
ウ その他	継続学習制度（CPD （S））の単位取得	単位取得数が20ユニット（単 位）以上ある者の雇用で5点	

【別表1】

80点以上	(70点)
77～79点	(50点)
74～76点	(30点)
70～73点	(10点)
70点未満	(0点)

【別表2】

土木、建築		電気、管、水道	
1億円以上	(50点)	5千万円以上	(50点)
7千万～1億円未満	(40点)	3千万～5千万円未満	(40点)
3千万～7千万円未満	(30点)	1千万～3千万円未満	(30点)
1千万～3千万円未満	(20点)	5百万～1千万円未満	(20点)
1千万円未満	(10点)	5百万円未満	(10点)
実績なし	(0点)	実績なし	(0点)